

◎新潟県告示第501号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条に規定する救急病院である。

平成30年4月27日

新潟県知事職務代理者

新潟県副知事 高井 盛雄

- 1 名称 新潟県地域医療推進機構魚沼基幹病院
- 2 所在地 南魚沼市浦佐4132番地
- 3 有効期間 平成30年6月1日から
平成33年5月31日まで